

総合行政システム (PubLinker クラウド) 災害基本協定書

本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、和光市、幸手市 (以下それぞれの当事者を「協議会員」という。) 及びAGS株式会社 (以下「AGS」という。) は、地震等の大規模な災害 (以下「災害」という。) 時における相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は協議会員が相互扶助の精神に基づき、災害発生時に相互に支援協力して、事業継続を可能とするため、相互支援の包括的な枠組みに関して必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災協議会員以外の協議会員の基幹システム端末による、被災協議会員の基幹システム稼働支援
- (2) AGSが管理するデータセンターにおける被災協議会員の基幹システム稼働支援
- (3) 被災協議会員に対する機器提供やシステム稼働の支援
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項の支援

(支援の要請)

第3条 支援の要請は、第6条に定める連絡窓口を通じて、応急対策の内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電子メール等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 協議会員相互で実施する支援は、当該協議会員が実施可能と判断した範囲内で行うものとする。

(支援の経費)

第5条 支援に要した経費の負担は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる経費は、各自が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 災害時に必要な情報等を協議会員相互に提供することにより支援の円滑な運用を図るため、あらかじめ協議会員毎に連絡窓口を定めるものとする。

(協議会)

第7条 本協定に基づく災害時の支援を円滑に実施するため、必要に応じて協議会を開催し、協議会員相互の情報交換、運用方法の検討、訓練の実施等を行うものとする。
2 協議会の事務局は、AGSが所掌する。

(協定の期間)

第8条 本協定の有効期間は協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間の満了又はPubLinkerクラウド解約の30日前までに、文書をもって協定終了の申出又は変更の意思表示をしない限り、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(効力の適用範囲)

第9条 この協定は、協議会員が変更になった場合も同様の効力を有するものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、協議会員及びAGSが相互に誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、平成30年4月24日から施行する。

この協定の締結を証するため、協議会員及びAGSが署名の上、各々1通を保有する。

平成30年4月24日

埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

本庄市

本庄市長

吉田信解

埼玉県東松山市松葉町一丁目1番58号

東松山市

東松山市長

森田光一

埼玉県羽生市東六丁目15番地

羽生市

羽生市長

河田晃明

埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市

深谷市長

小島進

埼玉県和光市広沢1番5号

和光市

和光市長

松本武洋

埼玉県幸手市東四丁目6番8号

幸手市

幸手市長

渡辺邦夫

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

AGS株式会社

代表取締役

石井進